

# ～子どもたちを性暴力から守るために～

学校は、安全な場所でなければならず、  
全ての先生や学校の職員は、児童生徒を  
守り育てる存在でなければなりません。  
このために学校と教育委員会は、  
必要な取組を行ってまいります。

大多数の教職員が、児童生徒の健やかな成長を真に願い、児童生徒と日々真摯に向き合う一方で、残念ながら、令和7年度に道内の公立学校の教職員が女子生徒を盗撮し、懲戒免職処分を受ける等、一部ではありますが、立場を悪用するなどして児童生徒に対する性暴力等に及んでいる教職員がいることは誠に遺憾であります。

本来安全であるはずの学校において、児童生徒を守るべき教職員が行う性暴力は、児童生徒の心に大きな傷を残すものであり、決して許されるものではありません。

このために児童生徒や保護者等が学校に不安を抱くことのないよう次の取組を行います。

## ◆学校の取組

- ・教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にします。
- ・教室やトイレ、更衣室等を点検します。
- ・校舎内に死角になるような場所は作りません。
- ・教職員の私物のスマートフォンやカメラで子どもたちの写真を撮りません。
- ・学校で撮影した写真のデータは学校でしっかり管理します。
- ・教職員と児童生徒が、管理職の承認を得ずにSNS等で私的なやり取りを行うことは禁止しています。

## ◆道教委の取組

- ・カメラ探索機器を使って、道立学校内の点検を行うとともに、市町村教委にも機器を貸し出しています。
- ・児童生徒への性暴力を防ぐため、学校における研修を促進します。

北海道教育委員会

全国の教育委員会では、児童生徒性暴力等に該当する行為があれば、当該職員に対して懲戒免職の処分を行っています。

#### 児童生徒性暴力等

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項)

- ①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
  - ②児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又はわいせつな行為をさせること
  - ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法及び性的姿態撮影等処罰法違反の行為を行うこと
  - ④痴漢行為又は盗撮行為を行うこと
  - ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラを行うこと
- ※暴行・脅迫等の有無は問いません。児童生徒等と同意の上でも該当します。

#### 児童生徒等

幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校など(大学等は除く。)に在籍する  
幼児・児童又は生徒、18歳未満の者

#### ◆相談窓口

- 子ども相談支援センター(北海道教育委員会)  
いじめ、不登校、性暴力の被害など、様々な悩みを相談できます。  
TEL: 0120-3882-56 メール: sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
- 教職員コンプライアンス相談ホットライン(北海道教育委員会)  
教職員による不祥事(わいせつ、セクハラなど)に関する相談窓口です。  
TEL: 011-204-5724
- さくらこ(SACRACH: 性暴力被害者支援センター北海道)  
性暴力の被害にあった方専門の相談窓口です。  
TEL: 0120-8891-77 メール: sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
- 性犯罪被害相談電話 #8103(ハートさん)(北海道警察)  
性犯罪の被害に遭われた方の相談電話(24時間受付(無料))です。  
全国共通番号: #8103  
※発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。

#### ◆学校の相談窓口

**教頭先生 など**

TEL: 0138-56-0553 (函館市立北中学校)